

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第1号の規定による支給)					
フリガナ		アラカワ タロウ			
①氏 名		荒川 太郎			
②生年月日		昭和 平成 令和 2 年 3 月 4 日 満 (35) 歳			
③電話番号		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇			
申立事項	④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 離職又は則第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期		離職年月日		
	離職等した事業所		〇〇株式会社		
	2. 則第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況		(例)令和〇年より、(株)◇◇に入社し、〇〇店にて店舗スタッフとして勤務し、自分の収入で生計を維持していた。		
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所		お住まいの物件の住所(荒川区 〇〇1-2-3 ▲▲マンション405)		
住居の家主等		不動産管理会社名・不動産仲介事業者名、または貸主名			
喪失するおそれのある住居の家賃額		家賃の金額(共益費・管理費等を除く)			
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等		収入が減少し、このままでは家賃が払えないため			
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ	アラカワ タロウ	アラカワ ハナコ			合計
氏名	荒川 太郎	荒川 花子			
続柄	本人	妻			
生年月日	H2.3.4	H3.4.5			
収入(月額)	120,000 円	50,000 円	円	円	170,000 円
預貯金等	100,000 円	120,000 円	円	円	220,000 円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
令和 7 年 4 月 1 日					
荒 川 区 長 殿					
申請者氏名 荒川 太郎					

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用 語）

- 「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。
- 「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。
- 「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。
- 「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。
- 「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。
- 「特定地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいいます。
- 「職業紹介事業者」とは、職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第一号）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

誓約事項

- 1 受給中、下記のいずれかに該当する場合は、申請書と又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けなければならない。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）の面接等
①月4回以上、自立相談支援機関の面談等
②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等
③原則として週1回以上、求人先へ応募を
・則第3条第2号に該当する申請者のうち、
を行うことが当該申請者の自立の促進に資する
①月4回以上、自立相談支援機関の面談等
②原則として月1回以上、経営相談先等
③経営相談先の助言等のもと、自立相談支援機関と連携して、事業の再開等を行う。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 ☐ 再支給の申請ではない（過去に則第11条第1項第1号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない）
又は、
☒ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 令和6年7月～令和6年12月
再支給の申請までに ☒ 常用就職をした
☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を中止されること。
- ① 誠実かつ適正に申請している場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金の支給決定後、他の業務上の収入を得る機会の増加に伴い、その収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認について、申請者等が暴力団員等に関する情報を提供すること。

※裏面にも記載事項があります

令和7年4月1日

荒川区長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所
申請者氏名荒川区 〇〇1-2-3 ▲▲マンション405
荒川 太郎

① 添付書類

1 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書、在留カード等のいずれかの写し	ご自身がどちらの活動になるかは、ホームページ掲載の「住居確保給付金について」をご確認ください。
2 離職関係書類 下記のいずれかを証する書類 ・申請日から起点して過去2年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他区長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年））以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し	
3 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯の写し	
4 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯の写し	

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者） 公共職業安定所から付与された求職番号 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	(例)12345-12345678
2 経営相談先名称の記載（則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると区長が認める者） 経営相談先の名称	(例)荒川区 産業振興課
3 入居（予定）住宅関係書類 (1) 住宅喪失者 不動産仲介業者等から交付を受けた入居（形式） (2) 住宅喪失のおそれがある者 不動産仲介業者等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（別記第3号様式） (3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者 クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等） ※（3）は、自治体の求めに応じて、御提出ください。	経営相談先へ「事前相談」を行い、経営相談先から支援可能である旨の回答をもらった後に記載してください。

入居住宅に関する状況通知書

（不動産仲介業者等記載欄）

※表面は、本人が記入しないでください。以下について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。

また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

荒川区長 殿

年 月 日

不動産管理会社や
大家さんに記入して
もらってください。
大家さんが直接記入
する場合は、
「所在地・氏名・電話番号」
のみです。

不動産仲介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

（所在地）〒

（担当者等）氏名

所属

電話番号

家主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル
当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなく
を有する不動産仲介業者等）」でないこと。

不動産管理会社や大家さんに、
入居者（申請者）の内容を
記入してもらってください。

入居者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数
入居開始年月日	年 月

不動産管理会社や大家さんに、
入居している物件（部屋）の
内容を記入してもらって
ください。

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額：単身世帯は53,700円、2人世帯は64,000円、3人～5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上世帯は83,800円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。

※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居開始日欄の（ ）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、そのいずれかにチェックすること。

☐ 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃
方法に限定している。

☐ 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるとあるが、

☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法を選択してください。

不動産管理会社や大家さんに、
給付金の振込先情報を
記入してもらってください。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、荒川区、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□にチェックがある場合のみの同意事項】

- 以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び住居確保給付金変更支給申請書（別記第11号様式）の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】
年 月 日

**申請者本人が
署名してください。**

氏名
住所
電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を仕事・生活サポートデスク（荒川区自立相談支援機関）に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第7の2-12(3)ア. 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(別記第2-1号様式)、(別記第3号様式)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(別記第2-1号様式)、(別記第3号様式)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

離職や廃業、休業等の関係書類の提出が出来ない場合にご使用ください

04_離職等状況

【記入例】

離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業・就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について、相違ありません。

荒川区長 殿

令和 7 年 4 月 1 日

フリガナ アラカワ タロウ
氏 名 荒川 太郎

数字については、該当するものを○で囲んでください。

事業者名	▲▲工業（株）
事業所の 所在地・電話番号	〒 ●●● - ●●●● 東京都●●区 ●● ●—●—● 03（●●●●）●●●●
雇用保険の 適用状況	1. 雇用保険被保険者であった 2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	200,000 円 ※1
離職等の時期	1. 離職等となった時期 令和7 年 3 月 15日 2. 休業等となった時期 年 月 日
離職等の理由	1. 解雇 ※2、雇止め ※3 2. 自己都合離職・廃業 3. 自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない収入減少 ※4 （具体的内容： ）
証拠書類の提出が 困難な場合には、 その理由	退職したことを証明する書類を発行してもらえなかったため

※1 離職等の以前の6ヶ月間の平均を目安として算出してください
※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます
※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます
※4 離職・廃業と同程度の状況にある場合を指します

収入関係書類の提出が出来ない場合にご使用ください

05_収入等状況

【記入例】

収入状況等に関する申立書

私は、下記のとおり、収入状況等に関する申立書を提出します。
申立する事項について、相違ありません。

荒川区長 殿

令和 7 年 4 月 1 日

フリガナ アラカワ タロウ
氏 名 荒川 太郎

1. 収入の状況について：

※申請者の状況に応じて、(1)(2)のいずれかの欄に記入してください。

(1) 申請する月の収入が収入要件以下の方
申請月の世帯員の収入は次の通りです。

世帯員氏名	荒川 太郎	荒川 花子		
申請月の収入	120,000 円	50,000 円	円	円

(2) 直近3ヶ月の収入に変動がある方

月により収入に変動があるため、過去3ヶ月の平均収入額について、次のとおり、申し立てます。

世帯員氏名	荒川 太郎	荒川 花子		
先月の収入	19,000 円	30,000 円	円	円
先々月の収入	70,000 円	20,000 円	円	円
3ヶ月前の収入	100,000 円	100,000 円	円	円
平均額	120,000 円	50,000 円	円	円

2. 現金・預貯金等の状況について

貯蓄状況について、次のとおり、申し立てます。

世帯員氏名	荒川 太郎	荒川 花子		
現金の額	80,000 円	60,000 円		
預貯金等の額	20,000 円	60,000 円	円	円
口座の有無(*)		☐	☐	☐

口座を持たない方がいる場合は、
チェック☑を入れてください。

※この「1. 収入の状況」と「2. 現金・預貯金等の状況」の両方が「申請書」の記載額と同じか確認してください。

(*) 「2. 現金・預貯金等の状況」の「現金の額」と「預貯金等の額」の合計額が、

「申請書」の「預貯金等」と同じになることを確認してください。

※「2. 現金・預貯金等の状況」の「現金の額」と「預貯金等の額」の合計額が、
「申請書」の「預貯金等」と同じになることを確認してください。

●住居確保給付金（家賃補助） 提出書類チェックシート
（太線内の各項目を確認、チェックの上、同意欄を記入してください）

No.	種類	提出者		【記入例】	チェック	確認欄
1	申請書	全員	○住居確保給付金支給申請書		✓	この欄は荒川区が使用します
2	確認書	全員	○申請時確認書 （表面）再支給確認事項を記入 （裏面）ハローワークにおける		✓	
3	離職等書類	離職の方	次のうちいずれか1点 ○離職票 ○雇用保険受給資格者証 ○その他離職年月日を確認できる書類 上記のいずれも用意できない場合	用意したものに✓を入れてください。 該当しないものは／を入れてください。	✓	
		廃業の方	次のうちいずれか1点 ○廃業届 ○その他廃業年月日を確認できる書類 ○離職状況等に関する申立書（職員要確認）			
		休業等の方	次のうちいずれか1点 ○雇用主からの通知、受信メール等を印刷したもの ○勤務先の休業が分かるホームページ画面を印刷したもの ○契約等のキャンセルが分かる書類等 上記のいずれも用意できない場合・・・○離職状況等に関する申立書			
		離職・廃業の方のうち該当者のみ	○離職等以降、妊娠、出産、育児、病気やけが等で連続して30日以上求職活動をできない時期があったことにより離職日の翌日から起算して2年以上経過している方 →妊娠、出産、育児、病気やけが等であったことを証明できる書類（医師の証明書等）			
4	収入関係書類	全員 （世帯全員分）	○給与明細・支払証明書・賃金台帳（申請月を含む過去3ヶ月分） 【個人事業主の方】 ○収支状況表等（収入と経費の両方が記載されたものを、申請月を含む過去3ヶ月分） 【年金】 ○年金振込通知書・企業年金連合会老齢年金振込通知書等 【失業給付】 ○雇用保険受給資格者証 【親族等からの仕送りのある方】 ○振込額が確認できる書類（通帳の写し等） 【その他の公的な給付】 ○振り込みが確認できる書類等 上記のいずれも用意できない場合・・・○収入状況等に関する申立書		✓	
5	資産関係書類	全員 （世帯全員分）	○金融機関の通帳等の写し（申請月を含む過去3ヶ月分） ※通帳表面、表紙裏面（カタカナ名、口座番号表記部分） ※合算部分がある場合は、追加で出入金明細が分かるものが必要です。 ※デジタル通帳は、印刷して提出 ○財形貯蓄、国債、株式、投資信託、暗号資産の残高が確認できる書類 上記のいずれも用意できない場合・・・○収入状況等に関する申立書 ※負債がある場合、相殺はできません。		✓	
6	居住関係書類①	全員	○現在居住している住宅の賃貸借契約書 次の内容が分かる部分の写し ・貸主名（及び媒介不動産業者名） ・契約者名 ・入居人数および入居者名 ・家賃額（共益費・管理費等を含まない「賃料」が明記されていること） ・契約期間 ※更新契約書でこれらの内容を確認できない場合は、当初契約書が必要です。		✓	
7	居住関係書類②	全員	申請者本人が家賃を支払っていることを証明する書類 ○通帳の写し ○振込明細票 ○家賃通帳 ○領収書等		✓	
8	状況通知書	全員	○入居住宅に関する状況通知書 ※表面を不動産媒介業者等が記入した後、裏面を申請者が記入		✓	
9	身分証明書	全員	次のうちいずれか1点 ○運転免許証 ○マイナンバーカード ○パスポート ○各種手帳 ○健康保険証 ○住民票 ○在留カード（外国籍の方）		✓	
10	チェックシート	全員	○提出書類チェックシート（本紙）		✓	

令和 7 年 4 月 1 日

私は、住居確保給付金を申請するにあたり、上記の必要書類を提出します。また、本件申請手続きにあたり、追加での書類提出等の必要な手続きについて、自立相談支援機関に協力することに同意します。

荒川区長 殿 本人署名 荒川 太郎

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）
第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正案があるときは、刑法による。

【記入例】

住居確保給付金に係る収支状況表（自営業者用）

		2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
収入	営業収入（月間売上）	20,000 円	25,000 円	20,000 円			
	その他収入（ ）	円	円	円			
		円	円	円			
	収入合計	20,000 円	25,000 円	20,000 円	円	円	円
支出 （仕入含む）	仕入	5,000 円	5,000 円	6,000 円	円	円	円
	給料賃金(外注工賃含む)	円	円	円	円	円	円
	地代家賃	円	円	円	円	円	円
	水道光熱費	円	円	円	円	円	円
	旅費交通費	円	円	円	円	円	円
	通信費	2,000 円	2,000 円	2,000 円	円	円	円
	雑費	円	円	円	円	円	円
	社会保険料	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	支出合計	7,000 円	7,000 円	8,000 円	円	円	円
事業収入（経費を差し引いた控除後の額）		13,000 円	18,000 円	12,000 円	円	円	円

申請月を含む過去3か月分の
収支状況を記入してください。
（記入例では、4月が申請月）

本表の内容について、相違ありません。

令和 7 年 4 月 30 日

署 名

荒川 太郎

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。